

# 陳情處理狀況報告書

----- 陳情 -----

○経営企画委員会

受理番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
45-1	7.11.17	脳神経関連権保護の条例制定についての陳情書	富山市 個人	<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>日本国憲法第11条から14条の基本的人権等として捉えるべき、脳神経関連権の5つの権利について法の欠缺（空白）があり損失を受けた国民にも憲法第25条ですべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利や国はすべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生上の向上及び増進に努めなければならないとあり、憲法第99条で、公務員が憲法を尊重し擁護する義務が定められていますので、脳神経関連権保護の為の条例制定を希望します。</p> <p>脳神経関連権の5つの権利</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知的自由 (cognitive liberty)</li> <li>・精神的プライバシー (mental privacy)</li> <li>・精神の不可侵 (mental integrity)</li> <li>・心理的連續性 (psychological continuity)</li> <li>・差別や不平等の問題</li> </ul> <p>&lt;条例制定を希望する理由&gt;</p> <p>(1) ユネスコにおいて2025年11月に脳神経権が新たな人権条項として採択される予定です。</p> <p>(2) チリ、メキシコ、ブラジル、欧州のデジタル憲章に脳神経関連権の概念が取り入れられており、日本は経済性を優先し、リスクに対する法規制化が遅れる傾向にあります。</p> <p>(3) 軍事兵器目的及び医療目的で神経通信技術の開発が先行し、海外からの軍事目的やテロ行為、身勝手な欲望で本人に承諾なく使用される事態が予想されている。（重大な国防問題）</p> <p>(4) 市民的及び政治的権利に関する国際規約</p> <p>ア. 第2条第2項で、締約国に「立法措置その他の措置がまだとられていない場</p>

----- 陳情 -----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自國の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとること」とあります。</p> <p>イ. 第3部第7条に何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは品位を傷付ける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。とあります。</p> <p>(5) 既に市場化されて法規制されないまま使用され、世界人口に対して約1万人に1人、日本人人口に対しても同じく1万人に1人の割合で本人に承諾なく人体にハッキングされ脳神経関連権の侵害とみられる事例が確認されています。</p> <p>(6) 法規制される以前に悪用され、損害を受けている国民がいるので、法規制される前に損害を受けた国民を経済的損失補償、社会復帰支援が必要となっている。既にニューロ技術により苦しめられている被害者が世の中に大勢いること、その置かれている苦境についてご理解を賜り私たち被害者の救済に向け、法の欠缺（空白）問題への取組みをお願い致したいと存じます。</p> <p>(7) 日本の政府要人、知事、市長などが標的にされる可能性があり、一般国民を含め、この新しい犯罪を防衛できる方法は皆無となっています。なお、内閣総理大臣及び内閣府、担当特命大臣宛に閣僚会議にて法制化の決議を求め陳情書を提出し、現時点での法制化が進まない状況の中、度重なる重大な事件（新居浜事件）が愛媛県内で発生したので、他にもこの問題で苦しむ県民がいることから国の法制化前に条例制定を先行して行って頂きたい。新居浜事件では事前に実行犯が追い詰められる前に警察へ何度も相談し、警察が対応できる法的根拠がないため、拷問を受け続けた結果、錯乱し事件に至ったの</p>

----- 陳情 -----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>で、痛ましい事故や警察が対応できるように特別の計らいをお願いした所存でございます。(署名も行われ180人を超える賛同者が集まり始めています。)これらの被害はニューロライツ財団がニューロ技術開発、実用化に伴い社会的影響を評価した結果、医療目的以外に使用されるリスクを予想し危惧したことが具体化したものです。</p> <p>今後この問題を放置すれば被害が確実に拡大します。そして、難渋するのは、被害に遭い始めた時にそれをその場で証明することができない、国民を人権侵害から守る法律がない、という困難さにあります。</p> <p>人身の安全に関し保護を受けられない被害者らは、支援を待ち望んでいます。被害を受け始めたことを新たに申告されて被害者団体に加入される方は確実に増え続けています。国が国民を守る法制化を進めない以上自治体へ国民を守る条例制定を希望するに至りました。</p> <p>2. 陳情項目</p> <p>(2) 条例改正関係</p> <p>ア. 脳神経関連の条例化及び関係条例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護計画への追加…国民保護法及び都道府県国民保護計画にニューロ技術を軍事技術転用した神経兵器（ニューロ技術の悪用）を対象に追加する。</li> </ul> <p>※外国からの武力攻撃、テロ行為からの国民を保護する内容。</p>

※項目2(1)については、教育警務委員会に、項目2(4)については、議会運営委員会に分割付託している。

※項目2(2)のうち、「国民保護計画への追加」を除く部分及び項目2(3)については、県の事務に関係しない事項を願意とするものであるため、委員会付託しない。

----- 陳情 -----

○経営企画委員会

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
47-1	7.12.1	学校園における感染対策の徹底と子どもの将来を守る対策に関する陳情	富山市個人	<p>文部科学省が示す「マスク着用を求めることが基本とする」という方針は、科学的根拠に基づいた感染対策としては不十分であり、自治体・学校現場においてこれを盲信することは重大な危険を孕んでいます。現場ではこの文言のみが切り取られ、「着けてはいけない」「外させる」といった誤運用が生じ、児童生徒や教職員の健康を損なう事例が報告されています。自治体としては、この方針の誤解・誤用を是正すると同時に、文科省に対し、現状に即さない当該方針の撤回または全面的見直しを働きかけることが必要です。</p> <p>学校園は、児童生徒が長時間集団で過ごし、発声や近距離での交流が頻繁に行われる環境であり、空気感染が成立しやすい典型的な条件を備えています。最新の研究では、換気状況を示す二酸化炭素濃度の上昇が感染リスクと強く関連することが示され、1000ppm前後を下回る管理が望ましいとされています。これらの知見は、学校園が空気感染に特に脆弱な場であることを明確に示しています。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症は発生から10年未満と歴史が浅く、長期影響の全容は今なお解明途上ですが、国内外の研究や報道では、子ども・若年層においても倦怠感、集中困難、睡眠障害、記憶障害などの持続的な罹患後症状（後遺症）が一定の割合で生じ、登校困難や学習意欲の低下、対人関係の困難といった教育・生活面での深刻な影響が確認されています。また、再感染を繰り返すほど後遺症リスクが増大し得ることも指摘されており、発達途上にある脳・神経・免疫系を持つ子どもにとって反復感染を避ける意義は極めて大きいものです。</p> <p>さらに、近年の自殺統計では、小中高生の自殺理由のうち「健康問題」が大幅に増加していることが明らかで、未診断の罹患後症状が背景に潜んでいる可能性</p>

----- 陳情 -----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>もあります。持続する身体症状は、不登校、意欲低下、進路形成の阻害などと密接に関連します。また、保護者が罹患後症状により家事・就労が困難となり、その負担が子どもに集中する「ヤングケアラー化」も深刻化しています。ヤングケアラーは学業不振や心理的ストレスの増大に直結し、教育と家庭の双方に悪影響が及びます。</p> <p>しかし、地域における感染者・罹患後症状の実態は、症状の多様性、診断の難しさ、相談しづらさ等により十分把握されていません。住民からの情報収集と実態調査を行わなければ、合理的な政策形成や支援策の構築は困難です。</p> <p>以上のことから、学校園における感染対策の徹底は、児童生徒の生命と健康、学習権、家庭の安定、そして地域社会の持続性を守るために不可欠であり、文科省方針の盲信を避けた自治体主導の対策こそが求められます。</p> <p>1—1. 文科省方針の再検討を国に求める</p> <p>こと</p> <p>「マスク着用を求めないことを基本とする」という方針は現場で誤運用が生じており、感染対策上不適切です。自治体として、科学的根拠に基づいて当該方針の撤回または全面見直しを文科省へ働きかけてください。</p> <p>2—1. マスク着用の徹底と誤指導の是正</p> <p>空気感染を抑制するためにマスクは有効であり、児童生徒・教職員が着用を妨げられない環境整備が必要です。「外させる」「禁止する」といった誤指導があれば速やかに是正してください。</p> <p>3—1. 自治体独自のガイドライン策定</p> <p>文科省方針の誤読により混乱が生じています。自治体として、感染状況に応じてマスク推奨・徹底を行えること、着用を妨げないこと、科学的根拠に基</p>

----- 陳情 -----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>づく運用を明記したガイドラインを策定してください。</p> <p>4—1. 換気設備の整備と二酸化炭素濃度の常時監視</p> <p>二酸化炭素濃度は換気の科学的指標です。教室ごとにセンサーを常設し、1000ppm以下を目安として換気を管理できる体制を整えてください。</p> <p>6—1. 学校版の段階的対策と警報制度の連動</p> <p>二酸化炭素濃度、欠席率、地域流行状況を基に「平常」「注意」「警戒」などの段階的対策を導入し、学級閉鎖に至る前に感染拡大を抑制できる仕組みを構築してください。</p> <p>8—1. 健康影響と家庭負担に関する情報提供の強化</p> <p>児童本人の体調悪化や家庭の負担増を早期に把握し支援につなげるため、学校を通じた情報提供や相談窓口の周知を徹底してください。</p>

※項目1～4、6、8は、教育警務委員会にも分割付託しており、枝番を付している。

※項目5、7は、厚生環境委員会に分割付託している。

-----陳情-----

○経営企画委員会

受理番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
52-1	7.12.8	杜撰71号 県庁内秘書業務 役割について	富山市八尾町 黒田544-2 松永 定夫	<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>富山県に所属の秘書は、県知事部局で12名及び県教育委員会の1名の計13名で県部局のトップの人物を補佐し、円滑な業務をサポートすること。「影の司令塔」であるとも、AIで教示しているところ、各々に配属している秘書業務はそのようになっていません。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>(1) 県民から外線電話を受けた土木部管理課の某主事は、当該部署で文書を管理している方への電話取次ぎを拒否し、更には、秘書への取次ぎについても用件を強要するなど、秘書職に対する越権行為であることを理解していない。</p> <p>(2) 県経営管理部人事課の某主任は、県民からの次長宛てのメールや電話を受け取っていながら、2日経過しても秘書に通知していないことが発覚。</p> <p>(3) 県教育委員会に配属の秘書へ教育長への面談を申し入れて、1月以上経過するが何の音きたも無し。</p> <p>(4) 県の各部局で作成されている職員業務分担表では、記述はあるが氏名は黒塗り、多くは、秘書の所在や業務内容が欠落している。</p> <p>3. 陳情の要旨</p> <p>(2) 秘書業務を設置している部局においては、秘書業務の妨げにならぬよう、秘書業務に対する越権行為は行わず、必要に応じて情報共有を図っていただきたい。</p>

※陳情の要旨（1）は議会運営委員会に付託している。

-----陳情-----

○教育警務委員会

受理番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
41	7.11.10	富山県警察と自治体との情報連携体制の強化について	富山市個人	<p>陳情趣旨</p> <p>令和7年10月2日、富山市内において多数の熊出没情報があり、富山市が現地確認や市民への注意喚起を行いました。</p> <p>同時に、警察においても自治体と情報を共有し、警察独自の防犯アプリ「とやまポリス」を通じて県民に注意喚起を行う体制を整えているものの、一部の熊出没情報が発信されない事案が発生しました。</p> <p>南警察署から警察本部にも報告がなされていると考えられますが、確認の結果、現場の警察官と富山市職員との間で情報共有や連携が十分に行われていなかったことが原因の一つと推察されます。</p> <p>今後も季節や災害時など、警察と自治体の迅速かつ確実な情報共有が求められる場面は多く存在します。県民の安全・安心を守るためにも、警察と自治体の連携体制を強化することが必要です。</p> <p>つきましては、下記の事項について対応をお願い申し上げます。</p> <p>陳情項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. シーズンごとに、警察と自治体の間で情報連携方法や連絡手順の確認・訓練を実施すること。</li> <li>2. 警察および自治体が相互に情報発信体制を点検し、連携状況を定期的に確認し合う仕組みを構築すること。</li> </ol> <p>以上のとおり、県民の安全確保に直結する体制の整備を強く要望いたします。</p>

----- 陳情 -----

○教育警務委員会

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
42	7.11.10	公立中学校教員における体罰事案に関する管理体制および情報提供の在り方について	富山市個人	<p>陳情趣旨</p> <p>富山県教育委員会の発表によれば、令和6年5月から11月までの間、公立中学校（東部）に勤務する57歳の教諭が授業中や給食指導中に複数の生徒に対し、投げ倒す、頭部を叩くなどの体罰を継続的に行っていましたことが確認され、懲戒処分が行われました。</p> <p>公立中学校教諭は県教育委員会が採用し、市町村が管理・指導を行う仕組みであることから、当該教諭がどの市町村の学校に所属していたかが、教育体制改善や再発防止の観点において重要な情報となります。</p> <p>しかし、今回の事案では、教諭の氏名や学校名の非公表に加え、市町村名についても公開されていないことから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が適切な教育・安全体制が取られているか判断できない。</li> <li>・市町村としてどのような再発防止策や再教育が行われているのか確認できない。</li> </ul> <p>といった不安や不透明性が生じています。</p> <p>個人情報を保護する必要性は理解する一方、市町村レベルの情報が全て非公開となることは、保護者・地域住民による教育体制への信頼を損ねる可能性があります。</p> <p>つきましては、以下の事項について改善を要望いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>公立小中学校の教職員管理責任が市町村にあることを踏まえ、体罰等の重大事案が発生した際は、市町村名を公表し、再発防止策や再教育状況が地域住民に確認できる体制を整えること。</p> <p>以上、県民が教育環境に対して適切に关心・監視を持てる状況を確保し、学校</p>

-----陳情-----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				現場への信頼回復につなげるため、本件についての対応を強く要望いたします。

----- 陳情 -----

○教育警務委員会

受理番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
45-2	7.11.17	脳神経関連権保護の条例制定についての陳情書	富山市 個人	<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>日本国憲法第11条から14条の基本的人権等として捉えるべき、脳神経関連権の5つの権利について法の欠缺（空白）があり損失を受けた国民にも憲法第25条ですべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利や国はすべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生上の向上及び増進に努めなければならないとあり、憲法第99条で、公務員が憲法を尊重し擁護する義務が定められていますので、脳神経関連権保護の為の条例制定を希望します。</p> <p>脳神経関連権の5つの権利</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知的自由 (cognitive liberty)</li> <li>・精神的プライバシー (mental privacy)</li> <li>・精神の不可侵 (mental integrity)</li> <li>・心理的連續性 (psychological continuity)</li> <li>・差別や不平等の問題</li> </ul> <p>&lt;条例制定を希望する理由&gt;</p> <p>(1) ユネスコにおいて2025年11月に脳神経権が新たな人権条項として採択される予定です。</p> <p>(2) チリ、メキシコ、ブラジル、欧州のデジタル憲章に脳神経関連権の概念が取り入れられており、日本は経済性を優先し、リスクに対する法規制化が遅れる傾向にあります。</p> <p>(3) 軍事兵器目的及び医療目的で神経通信技術の開発が先行し、海外からの軍事目的やテロ行為、身勝手な欲望で本人に承諾なく使用される事態が予想されている。（重大な国防問題）</p> <p>(4) 市民的及び政治的権利に関する国際規約</p> <p>ア. 第2条第2項で、締約国に「立法措置その他の措置がまだとられていない場</p>

-----陳情-----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自國の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとること」とあります。</p> <p>イ. 第3部第7条に何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは品位を傷付ける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。とあります。</p> <p>(5) 既に市場化されて法規制されないまま使用され、世界人口に対して約1万人に1人、日本人人口に対しても同じく1万人に1人の割合で本人に承諾なく人体にハッキングされ脳神経関連権の侵害とみられる事例が確認されています。</p> <p>(6) 法規制される以前に悪用され、損害を受けている国民がいるので、法規制される前に損害を受けた国民を経済的損失補償、社会復帰支援が必要となっている。既にニューロ技術により苦しめられている被害者が世の中に大勢いること、その置かれている苦境についてご理解を賜り私たち被害者の救済に向け、法の欠缺（空白）問題への取組みをお願い致したいと存じます。</p> <p>(7) 日本の政府要人、知事、市長などが標的にされる可能性があり、一般国民を含め、この新しい犯罪を防御できる方法は皆無となっています。なお、内閣総理大臣及び内閣府、担当特命大臣宛に閣僚会議にて法制化の決議を求め陳情書を提出し、現時点での法制化が進まない状況の中、度重なる重大な事件（新居浜事件）が愛媛県内で発生したので、他にもこの問題で苦しむ県民がいることから国の法制化前に条例制定を先行して行って頂きたい。新居浜事件では事前に実行犯が追い詰められる前に警察へ何度も相談し、警察が対応できる法的根拠がないため、拷問を受け続けた結果、錯乱し事件に至ったの</p>

----- 陳情 -----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>で、痛ましい事故や警察が対応できるように特別の計らいをお願いした所存でございます。(署名も行われ180人を超える賛同者が集まり始めています。)これらの被害はニューロライツ財団がニューロ技術開発、実用化に伴い社会的影響を評価した結果、医療目的以外に使用されるリスクを予想し危惧したことが具体化したものです。</p> <p>今後この問題を放置すれば被害が確実に拡大します。そして、難渋するのは、被害に遭い始めた時にそれをその場で証明することができない、国民を人権侵害から守る法律がない、という困難さにあります。</p> <p>人身の安全に関し保護を受けられない被害者らは、支援を待ち望んでいます。被害を受け始めたことを新たに申告されて被害者団体に加入される方は確実に増え続けています。国が国民を守る法制化を進めない以上自治体へ国民を守る条例制定を希望するに至りました。</p> <p>2. 陳情項目</p> <p>(1) 脳神経関連権の侵害（人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用）から国民を守るためにサイバーセキュリティの担当官（警察組織）の配置及び運営を定める条例制定</p> <p>ア. 脳神経関連権の侵害の取り締まりサイバーセキュリティの担当官（警察組織）の業務に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脳神経関連権の人権侵害行為の相談及び立証に関すること。</li> <li>・脳神経関連権の人権侵害行為の捜査すること。</li> <li>・脳神経関連権の侵害行為に関する司法立件手続きをすること。 ※司法立件と個人情報保護条例及び刑法に準じる条例の併合罪を意味する。</li> <li>・インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報の閲覧、監視、倫理規定を</li> </ul>

----- 陳情 -----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>定め監査すること。</p> <p>※脳神経関連権に係る通信情報とは人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用をインターネット回線上で許可なく通信する行為を言う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ニューラルネットワークのサイバーセキュリティを構築し施行すること。</li> </ul> <p>※ニューラルネットワークのサイバーセキュリティとは、人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用をインターネット回線上で通信を遮断又は改ざん行為から守ることを意味します。</p> <p>※中国のニユーロストライクと言う神経兵器は人体へ遠隔的に通信回線を用いハッキングし、生体データを操作し、マインドコントロールする技術です。民間でも同等の技術が多数開発されているので、インターネットに人間の脳を接続する倫理観が議論されています。2025年11月8日、9日に慶應義塾大学三田校舎で国際シンポジウムが開催され、人間をインターネットに接続する倫理観について各国から講演者を招待し、倫理観について議論されています。コンピュータ、携帯電話と同様に人間にハッキングし、脳の生体データを改ざんする行為から守る行為をサイバーセキュリティとの意味合いで説明しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>脳神経関連権に関する倫理問題の解決及び条例の整備を個人情報保護に関する県の担当官が行うこと。</li> <li>神経兵器によるテロ行為、武力攻撃への関係行政（自衛隊及び警察庁、県警本部）との連携対応すること。</li> <li>ニユーロ技術の科学的分析と脳神経関連権の保護の方法等の情報調査に関するサイバーセキュリティ担当官（警察組織）の業務と科学捜査研究所及び防衛研究所への協力要請に関すること。</li> </ul>

----- 陳情 -----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<ul style="list-style-type: none"><li>被害者救済特別措置条例に関する業務を行うこと。</li></ul> <p>※被害者救済特別措置条例とは、条例制定前に被害を受けた被害者の救済に係る条例</p>

※項目2(2)のうち、「国民保護計画への追加」の部分は経営企画委員会に、項目2(4)については、議会運営委員会に分割付託している。

※項目2(2)のうち、「国民保護計画への追加」を除く部分及び項目2(3)については、県の事務に関係しない事項を願意とするものであるため、委員会付託しない。

----- 陳情 -----

○教育警務委員会

受理番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
47-2	7.12.1	学校園における感染対策の徹底と子どもの将来を守る対策に関する陳情	富山市個人	<p>文部科学省が示す「マスク着用を求めることが基本とする」という方針は、科学的根拠に基づいた感染対策としては不十分であり、自治体・学校現場においてこれを盲信することは重大な危険を孕んでいます。現場ではこの文言のみが切り取られ、「着けてはいけない」「外させる」といった誤運用が生じ、児童生徒や教職員の健康を損なう事例が報告されています。自治体としては、この方針の誤解・誤用を是正すると同時に、文科省に対し、現状に即さない当該方針の撤回または全面的見直しを働きかけることが必要です。</p> <p>学校園は、児童生徒が長時間集団で過ごし、発声や近距離での交流が頻繁に行われる環境であり、空気感染が成立しやすい典型的な条件を備えています。最新の研究では、換気状況を示す二酸化炭素濃度の上昇が感染リスクと強く関連することが示され、1000ppm前後を下回る管理が望ましいとされています。これらの知見は、学校園が空気感染に特に脆弱な場であることを明確に示しています。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症は発生から10年未満と歴史が浅く、長期影響の全容は今なお解明途上ですが、国内外の研究や報道では、子ども・若年層においても倦怠感、集中困難、睡眠障害、記憶障害などの持続的な罹患後症状（後遺症）が一定の割合で生じ、登校困難や学習意欲の低下、対人関係の困難といった教育・生活面での深刻な影響が確認されています。また、再感染を繰り返すほど後遺症リスクが増大し得ることも指摘されており、発達途上にある脳・神経・免疫系を持つ子どもにとって反復感染を避ける意義は極めて大きいものです。</p> <p>さらに、近年の自殺統計では、小中高生の自殺理由のうち「健康問題」が大幅に増加していることが明らかで、未診断の罹患後症状が背景に潜んでいる可能性</p>

-----陳情-----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>もあります。持続する身体症状は、不登校、意欲低下、進路形成の阻害などと密接に関連します。また、保護者が罹患後症状により家事・就労が困難となり、その負担が子どもに集中する「ヤングケアラー化」も深刻化しています。ヤングケアラーは学業不振や心理的ストレスの増大に直結し、教育と家庭の双方に悪影響が及びます。</p> <p>しかし、地域における感染者・罹患後症状の実態は、症状の多様性、診断の難しさ、相談しづらさ等により十分把握されていません。住民からの情報収集と実態調査を行わなければ、合理的な政策形成や支援策の構築は困難です。</p> <p>以上のことから、学校園における感染対策の徹底は、児童生徒の生命と健康、学習権、家庭の安定、そして地域社会の持続性を守るために不可欠であり、文科省方針の盲信を避けた自治体主導の対策こそが求められます。</p> <p>1—2. 文科省方針の再検討を国に求める</p> <p>こと</p> <p>「マスク着用を求めないことを基本とする」という方針は現場で誤運用が生じており、感染対策上不適切です。自治体として、科学的根拠に基づいて当該方針の撤回または全面見直しを文科省へ働きかけてください。</p> <p>2—2. マスク着用の徹底と誤指導の是正</p> <p>空気感染を抑制するためにマスクは有効であり、児童生徒・教職員が着用を妨げられない環境整備が必要です。「外させる」「禁止する」といった誤指導があれば速やかに是正してください。</p> <p>3—2. 自治体独自のガイドライン策定</p> <p>文科省方針の誤読により混乱が生じています。自治体として、感染状況に応じてマスク推奨・徹底を行えること、着用を妨げないこと、科学的根拠に基</p>

----- 陳情 -----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>づく運用を明記したガイドラインを策定してください。</p> <p>4—2. 換気設備の整備と二酸化炭素濃度の常時監視</p> <p>二酸化炭素濃度は換気の科学的指標です。教室ごとにセンサーを常設し、1000ppm以下を目安として換気を管理できる体制を整えてください。</p> <p>6—2. 学校版の段階的対策と警報制度の連動</p> <p>二酸化炭素濃度、欠席率、地域流行状況を基に「平常」「注意」「警戒」などの段階的対策を導入し、学級閉鎖に至る前に感染拡大を抑制できる仕組みを構築してください。</p> <p>8—2. 健康影響と家庭負担に関する情報提供の強化</p> <p>児童本人の体調悪化や家庭の負担増を早期に把握し支援につなげるため、学校を通じた情報提供や相談窓口の周知を徹底してください。</p>

※項目1～4、6、8は、経営企画委員会にも分割付託しており、枝番を付している。

※項目5、7は、厚生環境委員会に分割付託している。

----- 陳情 -----

○厚生環境委員会

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
46	7.12.1	新型コロナウイルス感染症拡大注意報・警報制度の創設による、流行状況の見える化と段階的対策に関する陳情	富山市 個人	<p><b>【陳情の内容（趣旨）】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は現在も周期的に流行を繰り返し、学齢児の増加が家庭・職場へ波及する感染ループが2025年も継続して確認されています。COVID-19はエアロゾル感染を主体とし、子ども・成人ともに後遺症(Long COVID)が発生し得ることから、流行の立ち上がりを早期に把握し、学校園・医療機関・事業所が段階的に対策をとれる仕組みを整備する必要があります。</p> <p>しかし、富山県が現在行っている感染状況のグラフ提供やSNSでの呼びかけは、あくまで行政側の一方向的発信に留まり、住民が「今は注意すべき段階なのか」「どの程度の警戒レベルなのか」「学校園・事業所は何をすべきか」を判断できる仕組みにはなっていません。インフルエンザで整備されているような「明確な基準に基づく注意報・警報制度」はCOVID-19では存在せず、行動の目安が欠けている状態です。</p> <p>2020-2021年、富山県は感染状況の指標を基に独自警報「富山アラート」を運用しており、県独自の判断基準による警報制度は実務として可能であることが既に証明されています。全国統一基準がない現状でも、広島県や徳島県などが独自に警報制度を設定して運用している例があります。したがって、「国が示さないから県ではできない」という理由は成り立たません。</p> <p>このように、現状の情報提供では住民・学校園・事業所が流行状況を客観的に判断できず、適切なタイミングでの軽度な対策(換気強化・マスク着用推奨・会議形式の調整など)も遅れがちです。注意報・警報制度は行動制限を目的としたものではなく、重症者増加や大量欠勤といった社会的損失を未然に防ぐための早期対応の目安を提示する仕組みです。</p>

-----陳情-----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>富山県が過去に独自警報を運用した実績や、他自治体の現行運用例を踏まえると、COVID-19においても県として主体的に注意報・警報制度を整備することは可能であり、また必要です。流行状況の見える化と段階的対策指針の明確化は、学校園から地域へ広がる感染ループを断ち切り、教育・医療・経済活動を守る上で不可欠です。以上の理由から、富山県に対し、COVID-19の注意報・警報制度の創設と、住民・関係機関が判断し行動できる環境の整備を強く求めます。</p> <p>【陳情の内容（陳情事項（項目））】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. COVID-19に対する注意報・警報制度を、過去の「富山アラート」の経験を踏まえて再設計し制度化すること。</li><li>2. 流行段階（例：立ち上がり／ピーク／収束傾向）に応じた、学校園・高齢者施設・事業所等への段階的対策指針を策定すること。</li><li>3. 指標として「人口動態（発生・年齢別・地域別）」「医療機関負荷（入院・重症・ICU）」「学校園・施設欠席／欠勤データ」「地域検査陽性率」等を統合し、複合的な流行段階指標を整備すること。</li><li>4. 最新の科学的知見（特にエアロゾル感染・後遺症の発生）を踏まえた、基準（注意報・警報の閾値、段階別対応例）を定めること。</li><li>5. 住民が直感的に理解・判断できるよう、「色分け表示」「レベル表示」「地域別マップ」などの見て判断できる形式を採用して情報提供を行うこと。</li><li>6. 上記制度を通じて、学校園を起点とする感染ループを可能な限り早期に遮断し、地域社会の安全と経済・教育活動の継続性を確保することについて、自治体として速やかな対応を行うことを要望します。</li></ol>

----- 陳情 -----

○厚生環境委員会

受理番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
47-3	7.12.1	学校園における感染対策の徹底と子どもの将来を守る対策に関する陳情	富山市個人	<p>文部科学省が示す「マスク着用を求めることが基本とする」という方針は、科学的根拠に基づいた感染対策としては不十分であり、自治体・学校現場においてこれを盲信することは重大な危険を孕んでいます。現場ではこの文言のみが切り取られ、「着けてはいけない」「外させる」といった誤運用が生じ、児童生徒や教職員の健康を損なう事例が報告されています。自治体としては、この方針の誤解・誤用を是正すると同時に、文科省に対し、現状に即さない当該方針の撤回または全面的見直しを働きかけることが必要です。</p> <p>学校園は、児童生徒が長時間集団で過ごし、発声や近距離での交流が頻繁に行われる環境であり、空気感染が成立しやすい典型的な条件を備えています。最新の研究では、換気状況を示す二酸化炭素濃度の上昇が感染リスクと強く関連することが示され、1000ppm前後を下回る管理が望ましいとされています。これらの知見は、学校園が空気感染に特に脆弱な場であることを明確に示しています。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症は発生から10年未満と歴史が浅く、長期影響の全容は今なお解明途上ですが、国内外の研究や報道では、子ども・若年層においても倦怠感、集中困難、睡眠障害、記憶障害などの持続的な罹患後症状（後遺症）が一定の割合で生じ、登校困難や学習意欲の低下、対人関係の困難といった教育・生活面での深刻な影響が確認されています。また、再感染を繰り返すほど後遺症リスクが増大し得ることも指摘されており、発達途上にある脳・神経・免疫系を持つ子どもにとって反復感染を避ける意義は極めて大きいものです。</p> <p>さらに、近年の自殺統計では、小中高生の自殺理由のうち「健康問題」が大幅に増加していることが明らかで、未診断の罹患後症状が背景に潜んでいる可能性</p>

----- 陳情 -----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>もあります。持続する身体症状は、不登校、意欲低下、進路形成の阻害などと密接に関連します。また、保護者が罹患後症状により家事・就労が困難となり、その負担が子どもに集中する「ヤングケアラー化」も深刻化しています。ヤングケアラーは学業不振や心理的ストレスの増大に直結し、教育と家庭の双方に悪影響が及びます。</p> <p>しかし、地域における感染者・罹患後症状の実態は、症状の多様性、診断の難しさ、相談しづらさ等により十分把握されていません。住民からの情報収集と実態調査を行わなければ、合理的な政策形成や支援策の構築は困難です。</p> <p>以上のことから、学校園における感染対策の徹底は、児童生徒の生命と健康、学習権、家庭の安定、そして地域社会の持続性を守るために不可欠であり、文科省方針の盲信を避けた自治体主導の対策こそが求められます。</p> <p>5. 子どものワクチン接種機会の確保と費用負担軽減</p> <p>小児においてもワクチンが罹患後症状リスクを減らすことが示されています。希望者が費用で断念することのないよう、接種機会の確保と助成を求めます。</p> <p>7. 住民からの情報収集による感染者・後遺症実態の把握</p> <p>後遺症や家庭負担は表面化しづらく、実態把握が不可欠です。アンケートや相談窓口等を通じ、地域の実態を調査し、学校園の対策やヤングケアラー支援に反映してください。</p>

※項目1～4、6、8は、経営企画委員会及び教育警務委員会に分割付託している。

----- 陳情 -----

○厚生環境委員会

受理番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
48	7.12.1	調理営業・食品販売業における一貫した感染症対策基準の策定と周知に関する陳情	富山市個人	<p><b>【陳情の内容（趣旨）】</b></p> <p>調理営業・食品販売業は、住民が日常的に利用する生活インフラであり、公衆衛生上の安全確保は地域社会全体にとって不可欠です。食品衛生法施行規則別表17において、食品取扱者は作業時に「必要に応じてマスクを着用すること」と規定されておりますが、この基準は主に厨房で食品を直接扱う従業者を想定したものであり、接客を担うホールスタッフまでを明確に対象としたものではありません。また、「必要に応じて」という文言は現場判断に委ねられており、運用が統一されず、実態としてマスク着用が徹底されているとは言えない状況が見受けられます。</p> <p>特に、新型コロナウイルスやノロウイルスは無症状感染が多く、エアロゾルを介して空間内に拡散する点に特徴があり、店舗内の厨房・ホールの区別なく全ての従業員と利用者が同じ空間リスクを共有します。科学的知見に基づけば、店舗内の空気は壁やカウンターで分断されず、二酸化炭素濃度が上昇する環境ではエアロゾルが滞留しやすく、近距離会話や接客行為により接触機会が増えるホールはむしろ曝露リスクが高い可能性があります。</p> <p>現行制度では、厨房ではマスク着用が比較的徹底されている一方、ホールスタッフは未着用である、または店舗内で部署によって基準が異なるといった状況が散見されます。この部分的な対策では、エアロゾル感染を主体とするウイルスへの防御として十分ではなく、利用者・従業者双方を守る観点からも改善が必要です。</p> <p>また、「五つ星店」制度は、一般的な衛生管理の評価制度であり、感染症対策としてのマスク着用を要件としたものではありません。そのため、住民にとって「感染症対策がきちんと行われている店</p>

-----陳情-----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>舗かどうか」を判断する指標としては不十分です。</p> <p>本陳情は、事業者を規制することを目的とするものではありません。むしろ、感染症対策を適切に行う店舗が正当に評価され、住民が安心して飲食店等を利用する環境を整えるために、自治体として一貫した基準・運用・周知を行うことを求めるものです。既存制度が形式的には整備されている一方で、現場では統一的に運用されていない点が課題であり、これを明確化し、実効性ある対策へと改善することが目的です。</p> <p>以上の理由から、調理・接客・販売すべての従業者を対象とした一貫したマスク着用基準、店舗全体を一つの空間として扱うエアロゾル感染対策、無症状感染に関する啓発、そして対策状況の可視化制度、さらには事業者支援策を整備することを求めます。</p> <p><b>【陳情の内容（陳情事項（項目））】</b></p> <p>1. 調理・販売・接客を含むすべての従業者を対象に、感染症対策としてのマスク着用基準を明確化した自治体独自ガイドラインを策定すること。</p> <p>法令上の「必要に応じて」では現場の判断が分かれ、運用にばらつきが生じているため、エアロゾル感染の科学的知見を踏まえた統一指針を自治体として示してください。</p> <p>2. 店舗内のエアロゾル感染対策（換気、二酸化炭素濃度の管理、空気の流れの改善など）について、厨房・ホールを区別せず店舗全体を対象とする指導・助言を強化すること。</p> <p>空間を共有する業態特性に鑑み、部分的対策ではなく統合的な対策を求める。</p> <p>3. 新型コロナウイルス・ノロウイルス等の無症状感染の特徴、エアロゾルによる空間拡散について、事業者向けの啓発資料を作成し周知すること。</p>

-----陳情-----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>現行の食品衛生指導では十分に伝わっていない点を補うため、感染症特性を理解できる資料の提供を求めます。</p> <p>4. 店舗の感染症対策状況を住民が確認できるよう、マスク着用を含む感染症対策項目を可視化するチェックリストまたは認証制度の創設を検討すること。</p> <p>食の「五つ星店」制度とは別に、感染症対策を明確に評価・表示する仕組みを整備してください。</p> <p>5. 中小事業者が感染症対策を実施しやすくなるよう、換気設備・二酸化炭素濃度モニター等の導入支援（補助金・助言）を検討すること。</p> <p>対策の実効性を高めるとともに、事業者負担の軽減を図ることを求めます。</p>

----- 陳情 -----

○厚生環境委員会

受理番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
49	7.12.1	全世代へのワクチン支援の強化と、子ども・現役世代を含む公平な接種体制に関する陳情	富山市 個人	<p><b>【陳情の内容（趣旨）】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は依然として周期的な流行を繰り返しており、後遺症も含めて全世代に影響を与え続けています。しかし、現在のワクチン制度は高齢者を中心に設計されており、子ども・若年層・現役世代に対する支援が十分でないため、世代間の接種格差が生じています。</p> <p>とりわけ、感染が広まりやすい場となる学校園・家庭・職場では、子どもや現役世代が日常的に多数と接触し、無症状であっても感染を媒介しうることが知られています。教育現場では学級閉鎖や学校閉鎖が繰り返され、職場では欠勤や業務停滞が起こり、医療・保育・福祉の現場では職員が感染すると社会機能そのものが揺らぎます。こうした「社会の基盤を支える層」への対策が不十分なままでは、地域社会全体の安定性が損なわれます。</p> <p>また、ワクチン費用の高額化や情報提供不足により、新型コロナワクチンのみならず、インフルエンザ、麻疹・風疹、HPVなど他の予防接種まで控えられるワクチン忌避の連鎖が懸念されています。国際機関の調査でも、COVID-19パンデミック以降、子ども向けワクチンへの信頼が大幅に低下したと報告されており、わが国でも若年層におけるワクチンリテラシーの低下が確認されています。これは将来の感染症流行を招きかねない重大な問題です。</p> <p>県からは「予防接種法上の対象年齢は国が決めるため、県が独自に拡大することはできない」との説明がありました。しかし、本陳情は、県に対し定期接種制度そのものを作りよう求めているものではありません。県が実際に権限をもって実施できる (1)独自の費用補助 (2)相談体制・啓発強化 (3)接種機会の確保 (4)他ワクチン忌避の連鎖を防ぐ支援 (5)国</p>

-----陳情-----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>に対する制度改善の要望 といった施策を求めていいるものであり、これらは予防接種法の制約とは無関係に県の裁量で実施可能です。</p> <p>事実、各種ワクチンの独自助成が行われているものであり、新型コロナワクチンを対象にした補助を行うことも可能と思われます。また、県は保健所・学校・医療機関・子育て支援窓口を通じて、若年層や保護者への啓発・相談体制を整備する権限を有しており、これは国に委ねられている領域ではありません。さらに、県が国に対し制度改善を要望することも、自治体として当然認められた権限です。</p> <p>県が「国が決めるので何もできない」という姿勢をとることで、接種率の低下、感染拡大、学級閉鎖の増加、労働力不足、医療・介護現場の逼迫など、県民生活と地域経済に深刻な影響が及ぶ可能性があります。特に現役世代や子どもが感染した場合の社会的損失は大きく、後遺症による就労不能や学力低下の懸念もあります。</p> <p>本陳情は、「高齢者以外の世代への支援が不十分である」という問題を解消し、全世代が公平に予防接種を受けられるようについて、感染拡大防止・学校教育の継続・地域経済の安定・医療提供体制の維持を実現することを目的としています。</p> <p>よって、以下の施策について、県として検討を強く求めます。</p> <p><b>【陳情の内容（陳情事項（項目））】</b></p> <p>1. 県独自の費用補助制度の創設・拡充</p> <p>新型コロナワクチンの接種費用を、年齢に関わらず補助対象とする制度を県独自に創設すること。</p> <p>2. 小児・若年層・子育て世代への相談体制・啓発の強化</p> <p>保健所・学校園・子育て支援窓口・医療機関と連携し、ワクチンの安全性・有</p>

----- 陳情 -----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>効性・接種機会について分かりやすい情報提供を行い、不安や疑問に答える相談体制を整備すること。単なる「情報提供」ではなく、相談・対話型の支援が不可欠である。</p> <p>3．現役世代・教育・福祉・医療従事者の接種支援の重点化 社会機能を維持するうえで欠かせない層（学校教職員・保育士・介護職員・医療従事者・交通・物流等）への接種機会の確保と補助を拡充し、欠勤・休業による社会的損失を抑えること。</p> <p>4．ワクチン高額化に伴う他ワクチン忌避連鎖の防止 新型コロナワクチンの負担増が、インフルエンザ・麻疹風疹等の他ワクチン接種控えにつながることを防ぐため、複数ワクチンの費用支援や広報強化を行うこと。</p> <p>5．国への制度改善要望の提出 県独自で定期接種制度を制定する必要はないが、国に対し、定期接種の対象拡大、若年層の費用負担軽減、後遺症対策の強化など必要な制度改正を働きかけること。</p>

----- 陳情 -----

○県土整備農林水産委員会

受理番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
43	7.11.11	富山県中新川郡立山町大窪ニュータウンにおける農地開発申請に関する調査と第三者委員会設置の要望書	富山県中新川郡立山町大窪180-21 中田 由昭 外4名	<p>私達は、富山県立山町大窪ニュータウンにおける農地開発申請に関する問題について、以下の通り要望いたします。</p> <p>1. 人工取り水配管の問題 地下に75ミリのポリエチレン管による人工取り水配管が存在するにもかかわらず、当該農地が住宅団地として開発申請されたことに関して、適切な調査と説明を求めます。</p> <p>さらに、デベロッパーがこれを契約書に明記せずに販売した理由についても明らかにしてください。</p> <p>2. 関係者の責任 立山町建設課、農業委員会、土地改良区、最終的に許可した富山県の各関係者がどのように責任を果たしたのか、調査を求めます。</p> <p>3. 開発申請書類の管理 立山町が「紛失した」とされた開発申請書類について、実際の管理状況や富山県における開示請求時対応について、透明性の有る情報提供をお願いします。</p> <p>4. 審査機関の問題 審査機関が国土地理院の地図を確認せずに審査を通した可能性について、事実確認と背景調査を求めます。</p> <p>5. 団地住民への影響と補償 開発申請の不備により影響を受けた団地住民への補償（売買不成立、資産価値の低下等）の今後の対応について、具体的な計画を示してください。</p> <p>6. 過去の町道下水工事での人工取り水配管破損の事故対応の不備 中新川広域行政事務組合等関係工事業者に確認したところ、団地北側の町道での公共下水掘削工事の事故に関する記録が無いことへの不信感、記憶に有るが記録に無い、場所を覚えてないとの関係機関、関係者の証言を得たが、その真実を調査してください</p> <p>以上の点を踏まえ、富山県に対して、</p>

----- 陳情 -----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				独立した第三者委員会を設置し、徹底的な調査と報告を要望いたします。富山県の行政が透明性と倫理観を持って運営されることを願い、県民が安心して暮らせる環境の構築を求めます。

-----陳情-----

○議会運営委員会

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
44	7.11.11	国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情書	愛知県安城市団体	<p>願意</p> <p>令和7年度も米の価格の高騰は収まりません。国民の生活を守るため、国に対し国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出をお願いいたします。</p> <p>理由</p> <p>令和5年度版防衛白書によると、令和5年度から5年間で必要な防衛費は約43兆円程度と増額され、国内総生産の1%から2%を目安とされている。このように、防衛費は増額している。</p> <p>食糧安全保障の観点から、国民の主食である米の価格を統制し、米農家の所得の安定を図るべきで、米の価格統制による費用は、食糧安全保障の見地による防衛費から支出すべきである。</p> <p>また、令和5年度の食糧、農業、農村白書によると、自営農業に従事する基幹的農業従事者は平成12年度の240万人から令和5年度には約116万人まで減少し、うち65歳以上は82万人、基幹的農業従事者の平均年齢は68.7歳、10年後の平均年齢は約80歳となり、このままでは日本の農業は消滅します。</p>

----- 陳情 -----

○議会運営委員会

受理番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
45-3	7.11.17	脳神経関連権保護の条例制定についての陳情書	富山市 個人	<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>日本国憲法第11条から14条の基本的人権等として捉えるべき、脳神経関連権の5つの権利について法の欠缺（空白）があり損失を受けた国民にも憲法第25条ですべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利や国はすべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生上の向上及び増進に努めなければならないとあり、憲法第99条で、公務員が憲法を尊重し擁護する義務が定められていますので、脳神経関連権保護の為の条例制定を希望します。</p> <p>脳神経関連権の5つの権利</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知的自由 (cognitive liberty)</li> <li>・精神的プライバシー (mental privacy)</li> <li>・精神の不可侵 (mental integrity)</li> <li>・心理的連續性 (psychological continuity)</li> <li>・差別や不平等の問題</li> </ul> <p>&lt;条例制定を希望する理由&gt;</p> <p>(1) ユネスコにおいて2025年11月に脳神経権が新たな人権条項として採択される予定です。</p> <p>(2) チリ、メキシコ、ブラジル、欧州のデジタル憲章に脳神経関連権の概念が取り入れられており、日本は経済性を優先し、リスクに対する法規制化が遅れる傾向にあります。</p> <p>(3) 軍事兵器目的及び医療目的で神経通信技術の開発が先行し、海外からの軍事目的やテロ行為、身勝手な欲望で本人に承諾なく使用される事態が予想されている。（重大な国防問題）</p> <p>(4) 市民的及び政治的権利に関する国際規約</p> <p>ア. 第2条第2項で、締約国に「立法措置その他の措置がまだとられていない場</p>

-----陳情-----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自國の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとること」とあります。</p> <p>イ. 第3部第7条に何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは品位を傷付ける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。とあります。</p> <p>(5) 既に市場化されて法規制されないまま使用され、世界人口に対して約1万人に1人、日本人人口に対しても同じく1万人に1人の割合で本人に承諾なく人体にハッキングされ脳神経関連権の侵害とみられる事例が確認されています。</p> <p>(6) 法規制される以前に悪用され、損害を受けている国民がいるので、法規制される前に損害を受けた国民を経済的損失補償、社会復帰支援が必要となっている。既にニューロ技術により苦しめられている被害者が世の中に大勢いること、その置かれている苦境についてご理解を賜り私たち被害者の救済に向け、法の欠缺（空白）問題への取組みをお願い致したいと存じます。</p> <p>(7) 日本の政府要人、知事、市長などが標的にされる可能性があり、一般国民を含め、この新しい犯罪を防御できる方法は皆無となっています。なお、内閣総理大臣及び内閣府、担当特命大臣宛に閣僚会議にて法制化の決議を求め陳情書を提出し、現時点での法制化が進まない状況の中、度重なる重大な事件（新居浜事件）が愛媛県内で発生したので、他にもこの問題で苦しむ県民がいることから国の法制化前に条例制定を先行して行って頂きたい。新居浜事件では事前に実行犯が追い詰められる前に警察へ何度も相談し、警察が対応できる法的根拠がないため、拷問を受け続けた結果、錯乱し事件に至ったの</p>

----- 陳情 -----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>で、痛ましい事故や警察が対応できるように特別の計らいをお願いした所存でございます。(署名も行われ180人を超える賛同者が集まり始めています。)これらの被害はニューロライツ財団がニューロ技術開発、実用化に伴い社会的影響を評価した結果、医療目的以外に使用されるリスクを予想し危惧したことが具体化したものです。</p> <p>今後この問題を放置すれば被害が確実に拡大します。そして、難渋するのは、被害に遭い始めた時にそれをその場で証明することができない、国民を人権侵害から守る法律がない、という困難さにあります。</p> <p>人身の安全に関し保護を受けられない被害者らは、支援を待ち望んでいます。被害を受け始めたことを新たに申告されて被害者団体に加入される方は確実に増え続けています。国が国民を守る法制化を進めない以上自治体へ国民を守る条例制定を希望するに至りました。</p> <p>2. 陳情項目</p> <p>(4) 県議会による諮問調査委員会を設立し、国民の訴えが事実であるかどうか、世界的な視野に立ち日本で何が起きているかを実態調査報告し、条例制定の根拠となすこと。</p>

※項目2(1)については、教育警務委員会に、項目2(2)のうち、「国民保護計画への追加」の部分は経営企画委員会に分割付託している。

※項目2(2)のうち、「国民保護計画への追加」を除く部分及び項目2(3)については、県の事務に関係しない事項を願意とするものであるため、委員会付託しない。

----- 陳情 -----

○議会運営委員会

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
50	7.11.25	臓器移植に関する不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情	東京都新宿区 団体	<p><b>【陳情の趣旨】</b></p> <p>国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関する不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに違法な臓器移植に巻き込まれることを防ぐため、適切な臓器移植が行われる必要性についての啓発活動などの環境整備を求める意見書を国へ提出することについて陳情致します。</p> <p><b>【陳情の理由】</b></p> <p>世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、人権侵害や医療倫理の危機に直面しています。この深刻な状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年に、「人の臓器の取引や臓器摘出のための人身取引は禁止され、犯罪とされるべきである」「各國政府や医療従事者は自國住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止する方策を実行すべきである」等とする「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブル宣言」を声明しました。</p> <p>臓器移植に関する法律の制定や法改正については、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国、2024年豪州が行っております。このように、国際社会は、不正な臓器取引や移植目的の渡航について、深刻な人道問題及び医療倫理上の問題として、国民の生命の問題として認識し、その問題解決に向けて具体的な行動を強めています。</p> <p>我が国においては、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会、日本透析医学会が、2022年4月に、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく必要とする人々に分配されなければならない」</p>

----- 陳情 -----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>等とする「イスタンブール宣言2018、5学会共同声明」を表明していますが、それに対応する環境整備は不十分で、国際的な潮流に後れをとっています。</p> <p>公益社団法人日本臓器移植ネットワークによれば、現在、国内では約 16,500人の人が移植を希望し登録しているのですが、臓器提供は年間で約100件程度となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題となっています。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たず、2023年に発表された厚生労働省の調査では、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人です。</p> <p>海外での臓器移植について、臓器提供のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、海外での臓器移植を希望する患者に対し、国の許可を受けずに臓器提供を斡旋したとして、NPO法人の理事が実刑判決を受けました。</p> <p>さらに、早期の臓器移植を願い、斡旋団体へ何千万円もの渡航移植費用を支払ったにも関わらず、海外の稚拙な医療施設での手術の後、間もなく亡くなった日本人レシピエントも複数報告されています。そして、海外で臓器移植手術を受けた患者が帰国後、国内の病院での診療を希望しましたが、病院側が「臓器売買や移植ツーリズムに関与しない」との方針で診療を拒否しました。この対応を不服とした患者は、医師法第19条の応召義務違反を主張し、病院側に損害賠償を求める裁判を起こしました。このように、医療関係者もいきなり訴訟されるリスクを背負うことになるのです。</p> <p>これらの状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書を提出することを強</p>

-----陳情-----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>く要請致します。</p> <p>本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。参考として意見書案を添付させて頂きました。貴議長殿をはじめとする議員各位には、ぜひとも本陳情にご理解頂き、地方自治法第99条に基づく意見書の提出にご尽力賜りますよう心よりお願い申し上げます。</p>

-----陳情-----

○議会運営委員会

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
51	7.12.8	杜撰70号 県警は反省無く 謝罪拒否など	富山市八尾町 黒田544-2 松永 定夫	<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>富山県は、氷見冤罪事件の教訓もなく、県民へのプライバシー侵害事件では、2004年12月の名古屋高裁金沢支部の判決で敗訴が確定したにもかかわらず、昨年再出版した書籍【[謝れない県警】は未だに公安委員を囲い者にしており、[謝らない県警]に進化している。残念でならない。】は20年余の歳月を経ても、謝罪しない県警察を象徴しており、県職員は、これを習わず、県民との相互信頼化を目指すべきです。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>① 前総理の石破茂の国会答弁では、「消費税の使い道について、「全額社会保障の充実に使っている」と、嘘の答弁が堂々と罷り通っている。これは、憲法第51条の院外免責特権を悪用した合法であることを県警察相談窓口で教示を得て、告発には至らず。しかしながら、テレビ新聞も同様に、事実を報道せず県民を欺き洗脳し続けている。</p> <p>② 県情報開示に係る県民から県警察捜査2課への告訴事案では、本年6月の同陳情で指摘したにも関わらず、11月4日には再度、富山検察庁へ被告訴人を、広報課の課長、課長補佐の2名に対して県民から告訴されながらも、同2件の職員への過失責任について、悪びれることなく知事政策局及び経営管理部からの謝罪会見は未だに皆無である。</p> <p>③ 過去の陳情では、総合病院3直交代割勤務体制で24時間内で1直の日勤と3直の深夜勤務が一体となる過酷な勤務体制についてのは正は無く、未だに放置。並びに富山市役所前と県民会館前バス停車道においての一般車両渋滞から生じるバスが2車線で乗降する県民への危険が有りな</p>

-----陳情-----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>がら責任者不在であり、事故発生を待っている行政には、安全配慮義務の法規はあるが有名無実である。</p> <p>④ 富山県警察、公安委員会は、県民の安全を司る最も県民と密接な機関でありながら、未だに謝らない県警や未だに県警の囲い者になっている公安委員会・歴代の公安委員らは、富山県の恥と記録され続けることとなり、同陳情記録や書籍【再出版、謝らない県警】を通じて後世への記録隠ぺいはできない。ましてや、チャットGPTやAIからの情報からも容易に真実が入手できる時代においても、富山県警・県公安委員会は7月31日付苦情申立てについて、4月を経て鋭意努力調査中というばかりである。果たしてこの体たらく振りが更なる不信を助長している。</p> <p>3. 陳情の要旨</p> <p>以上、陳情の理由、</p> <p>(2) ②に至る陳情については、県経営管理部文書法務課職員及び広報課職員に係る、富山県情報公開条例違反行為について、更に拡大しないように、速やかに、県議会は必要な措置を講じていただきたい。</p> <p>(3) ③に至る陳情については、県民会館及び富山市役所前のバス停箇所の渋滞は2か年前から安全が確保できない状態が継続しているため、並びに総合病院に係る看護師の3直割交代勤務制度の過酷な状態の責任部署に対して、県議会は必要な措置を講じて頂きたい。</p> <p>(4) 改訂版の書籍名称が[謝れない県警から謝らない県警と進化]等、20年余り経過するが、未だに県民（被害者）への謝罪がなく、県警への信頼回復は期待できない状況が継続しています。      県民からの苦情申し出制度が機能せず、県警察から県民へのプライバシー侵害事件は、県民を守る県警察がプラ</p>

----- 陳 情 -----

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
				<p>イバシー侵害を犯した本末転倒の事柄であり、県議会は県民への安全安心確保のため、県警察に対して、必要な措置を講じていただきたい。</p> <p>情報革命から全ての情報が共有化される世の中にあって、県行政・県議会は、過去の過ちを認識し、謝罪し正していくことが道理であり又、健全化の早道と考えます。</p> <p>AIによる、「財政の文脈では、単に黒字化を目指すのではなく、将来の投資に備えたり、リスクに耐えられる体質を構築したりして、持続可能な成長を確立することを指します。」と説いている。</p> <p>よって、県議会及び各々の行政機関は、陳情理由4項目について緊急に対処すべき事柄であり、責任部署不在であれば明確に責任部署を確立し、県民の安全安心が最も優先される行政健全化へと、改革すべきである。</p>

※3 (1)については、県の事務に関係しない事項を願意とするものであるため、委員会付託しない。

----- 陳情 -----

○議会運営委員会

受理番号	受理年月日	件名	提出者	要旨
52-2	7.12.8	杜撰71号 県庁内秘書業務 役割について	富山市八尾町 黒田544-2 松永 定夫	<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>富山県に所属の秘書は、県知事部局で12名及び県教育委員会の1名の計13名で県部局のトップの人物を補佐し、円滑な業務をサポートすること。「影の司令塔」であるとも、AIで教示しているところ、各々に配属している秘書業務はそのようになっていません。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>(1) 県民から外線電話を受けた土木部管理課の某主事は、当該部署で文書を管理している方への電話取次ぎを拒否し、更には、秘書への取次ぎについても用件を強要するなど、秘書職に対する越権行為であることを理解していない。</p> <p>(2) 県経営管理部人事課の某主任は、県民からの次長宛てのメールや電話を受け取っていながら、2日経過しても秘書に通知していないことが発覚。</p> <p>(3) 県教育委員会に配属の秘書へ教育長への面談を申し入れて、1月以上経過するが何の音きたも無し。</p> <p>(4) 県の各部局で作成されている職員業務分担表では、記述はあるが氏名は黒塗り、多くは、秘書の所在や業務内容が欠落している。</p> <p>3. 陳情の要旨</p> <p>(1) 秘書業務は、県と派遣会社との甲乙で秘書業務に係る労働者派遣契約書及び、個人情報取り扱い特記事項によって業務を遂行いただいていることも列記していることから、これらを逸脱していなかったのか、否かを県議会は調査し必要な措置を講じていただきたい。</p>

※陳情の要旨（2）は経営企画委員会に付託している。